

# スポーツ選手の保障とセカンドキャリアについての研究

## A study of social security for athlete and the problem of second career for athlete

1K04B029-4

宇田川 大介

指導教員

主査 堀野博幸先生

副査 倉石平先生

### 序論

今年初めの、プロ野球・中村紀洋選手の移籍問題からスポーツ選手のケガなどに対する保障に問題を感じた。また、スポーツ選手の現役引退後のキャリア支援の問題を講義などで知り、スポーツ選手の保障、そして引退後の再就職(セカンドキャリア)という二つの問題に興味を抱き、この二つのテーマを軸に卒業論文を書こうと思い立った。

プロスポーツ選手は、労働組合法上は労働者と法的に認められ、労働基準法上は事業者と法的に位置付けられる曖昧な存在である。この為、組合を組織する事は認められても、労災や企業年金などの保証は受けられない存在だといえる。

次にセカンドキャリアの問題であるが、この最大の問題点はアスリートと指導者の両方がこの問題の重要性に気付いてなく、十分な指導がこれまで無かったことである。

スポーツ選手は多額の収入を得る代わりに、大きなリスクを背負った存在である。法的地位も不安定で引退年齢も若く、保障も不十分なプロスポーツ選手に対してのリーグや選手会の支援対策を探していきたい。そして、プロスポーツ選手にとって働きやすい職場環境(リーグ)に何が必要かを考えていきたい。

### 方法

基本的に先行研究(論文)、書籍、各スポーツ団体の規約・協約、インターネットといった文献での調査研究を行う。全体像として、プロ野球とJリーガーの比較を中心に、企業スポーツ選手も交えて展開していきたい。

### 結果

スポーツ選手は社会保険制度において事業者という扱いであり、労災や企業年金などの保証は受けられない存在である。そして、国内で 1000 万人が加入するスポーツ安全保険にも加入する権利を持たず、一般人に比べ保障の少ない身分だといえる。しかし、企業スポーツに所属する選手は、その雇用形態にもよるが、ほぼ、普通のサラリーマンと同じ保障を受けている。一方、Jリーガーはやはり労災などを受ける事は出来ないが、今年に入り、確定拠出型年金(日

本版 401k)の導入を決め、少しずつではあるが、保障体制を整えてきている。また、ケガに関しては国民保険の自己負担分はクラブが支払う仕組みになっている。そして、プロ野球は税制適格退職年金を以前から導入していたが、法改正により、2012年の廃止が決まり新たな年金制度の必要性が叫ばれている状態である。

某損害保険会社の傷害保険開発部の社員へのインタビューから分かった事は、プロスポーツ選手に対しての傷害保険はリスクが高く、保険会社としては積極的に顧客開拓していく対象ではないということであった。

Jリーグキャリアサポートセンターでは、現役時代からのサポートと、引退後のサポートの両方をおこなっている。

プロ野球では今後行う予定のキャリア支援項目が示されているが、現在はほとんどまだである。

その他の競技系団体は JOC 以外は具体的な取り組みがそれほど示されていない段階である。

民間では三社が熱心に活動している。インテリジェンスは引退選手を中心にキャリアサポートを行い、パソナスポーツメイトはアマチュアの現役選手に焦点を当てて支援している。アデコは外資系の強みを生かし海外での成功例を導入しようとしている。

海外のキャリア支援事例は、現役選手にセカンドキャリアの必要性を説くところに力を注いでいる。

### 考察

日本のスポーツ選手の保障問題は労働者性の獲得が最優先だといえる。また、公傷等の明確な査定基準の策定が望まれている。そして、セカンドキャリアの問題は、まだまだ始まったばかりであり、啓蒙活動の域を出るか出ないかといった所であるが、更に進んだ問題としては、新たな財源の確保というのが現在浮上してきている。これに対し、微力ながら私なりの見解を述べてきた。ただ、私自身この提案が簡単に実を結ぶものではないと思っている。しかし、これまで以上に多くの人間がこの問題に着目し、思考を重ねることで、いずれ望ましい解決策が生まれる日が来ると私は考えている。